

平成 20 年 2 月 21 日

日本公認会計士協会 御中

全国銀行協会

「金融商品会計に関する実務指針」等の改正に対する意見書について

今般、標記公開草案等に対する意見を下記のとおりとりまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」の改正について

「設例 7 有価証券貸借取引及び有価証券現先取引の仕訳例」について

今回の改正案では、設例における勘定科目が「預り金」を「借入金」に、また「預け金」を「貸付金」に変更しているが、現行勘定科目の変更を勧奨する趣旨ではないことを確認したい。

改正案の「設例による解説」の冒頭に「勘定科目は例示」である旨の注記が今回追加されたことから、改正案の設例の勘定科目はあくまでも例示であると理解するが、当該注記との関係を明らかにするためにも、現行の「預り金」に加えて「借入金」を併記する等、「例示に限らず、取引の実態に即して勘定科目を決定すべきものである」旨を明示することが適当であると考えます。

(理由)

- ・ 有価証券貸借取引の法的性格については、「債券(株券)の貸借取引に関する基本契約書」において、貸借取引は「債券(株券)の消費貸借取引」と定義されており、金銭消費貸借取引ではないこと、「基本契約書」では、「有価証券の貸出者が有価証券の返還請求権を担保するために借入者から受領する金銭」は「担保金」と定義されており、「借入金」ではないこと、「基本契約書」では、「有価証券の借入者は貸借料を貸出者に対して支払う」と規定されているが、「貸借料」という考え方は金銭の借入(融資)にはないこと、等を勘案すると、有価証券を担保とする融資とは明らかに異なる経済行為であると思われる。
- ・ 有価証券貸借取引の上記の法的性格、及び有価証券は貸借の対象物であり借入金の担保でないこと等を考えると、金融商品会計に関する実務指針第

77 項および現行の設例 7 に基づいて、有価証券の貸手の負債勘定は「預り金」とすることが適当である。

また、債券貸借取引・株券貸借取引を用いた資金調達（国債レポ取引等）は、銀行、証券会社、短資会社等を有価証券の借手として広く実施されているが、借手側の資産勘定は「預け金」となっており、これを「貸付金」とすることは実務の観点からもなじまないものとする。

- ・ 「設例による解説」の次に「設例解説の勘定科目は例示である」旨の注記が今回追加されてはいるものの、注記と個々の設例との関係が明確ではないため、今回の改正案の勘定科目変更が読み手にとっては拘束性の強い規定であるかのような誤解を招きかねない。

この点を明らかにするためにも、現行の「預り金」に「借入金」を併記する等、「例示に限らず取引の実態に即して勘定科目を決定すべきものである」旨を記載することが適当であるとする。

## 2. 「金融商品会計に関する Q & A」について

「四半期決算及び中間決算における減損処理」について(Q31)

市場価格のない株式の減損処理や貸出金等の債権に係る貸倒損失額の債権からの直接減額処理に係る四半期決算における取扱いを明確化するため、Q31 について記載を追加していただきたい。

（理由）

債権（貸出金）について直接償却を行っている場合等の取扱いを明確化する観点から、以下の修正案に沿った見直しが必要であるとする。

### 【修正案】

四半期決算及び中間決算における減損処理等

第 91 項、第 92 項、第 123 項

・・・（中略）・・・

A：中間財務諸表や四半期財務諸表は、原則として年度決算に適用される会計処理の原則及び手続に準拠して作成しなければならないとされていますので・・・（中略）・・・、「時価が著しく下落した場合のたな卸資産等についての評価損」が例示されていますが、この「等」には有価証券や債権が含まれるものと解されます。・・・（中略）・・・

実務指針第 91 項では、時価のある債券について、格付の著しい低下など信用リスクの増大に起因して時価が著しく下落した場合には、通常は時価が回復する見込みがあるとは認められないとされ

ています。一般的には、信用リスクが短期間に大幅に減少する可能性は低いため、時価のある債券についても、四半期決算等において行った減損処理を年度決算で戻入処理することには慎重でなければなりません。

以 上